

山口県報

平成17年
11月1日
(火曜日)

目 次

規則
山口県希少野生動植物種保護条例施行規則（自然保護課）……………



山口県希少野生動植物種保護条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十一月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四百二十二号

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 個体等の取扱いに関する規制（第十条―第十七条）
- 第三章 生息地等の保護に関する規制（第十八条―第二十八条）
- 第四章 保護増殖事業（第二十九条―第三十一条）
- 第五章 指定希少野生動植物種保護員（第三十二条）
- 第六章 雑則（第三十三条―第三十八条）

附則
第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県希少野生動植物種保護条例（平成十七年山口県条例第八

号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物種の指定の案の公告）

第二条 条例第五条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報

（以下「県報」という。）に登載して行うものとする。

一 指定しようとする希少野生動植物種の種名

二 指定希少野生動植物種として指定しようとする理由

三 指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧場所

（公聴会）

第三条 知事は、条例第五条第五項又は第十四条第六項（条例第十五条第三項において

準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所

及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告し、当該案件に関し意見を聴く必

要があると認められた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の日の三週間前までに県報に登載して行うもの

とする。

第四条 公聴会は、知事又はその指名する職員が主宰する。

第五条 公聴会においては、主宰者は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出

した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由

を陳述させなければならない。

第六条 公述人は、発言しようとするときは、主宰者の許可を受けなければならない。

2 主宰者は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許す

ことができる。

第七条 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超え

てはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の規定に違反し、又は不穏当な言動があつたと

きは、主宰者は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第八条 主宰者は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序

を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

第九条 主宰者は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載し

た調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第二章 個体等の取扱いに関する規制

（条例第八条第一項第二号の規則で定めるやむを得ない事由）

第十条 条例第八条第一項第二号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由

とする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

二 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあつては、知事に通知したもの）に限る。）。

三 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をするものであること。

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行つた行為であつて急を要するものの

四 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであつて次に掲げる行為に伴つたものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

ロ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ハ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあつては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあつては公共施設用地に限る。）又は同法第四十条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ 漁港漁場整備法第三十四条第一項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

ヘ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条第一項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置

し、又は管理すること。

ト 道路を設置し、又は管理すること。

チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

又 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を設置し、又は管理すること。

ル 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

ヲ 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識（以下単に「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ワ 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。

カ 航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

コ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。

レ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。

ソ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

ツ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

ネ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。

ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ラ 放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）第一条第一号に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭

和三十二年法律第五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

△ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良、送電変電施設の整備又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ウ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第三百四十四条第一項の規定により選定された重要な景観又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

中 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する鉱業、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第一条に規定する砂利採取業を行うこと。

ノ 農業、林業又は漁業を営むために行つ行為
オ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林の区域等」という。)において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)以下において同じ。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為

(指定希少野生動植物種の個体又はその器官の加工品)
第十一条 条例第八条第一項の規則で定める加工品は、はく製その他の標本、毛皮製品、皮革製品及び羽毛製品(これらを製作し、又は製造する過程のものを含む。)とする。

(捕獲等の目的)
第十二条 条例第九条第一項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物

種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。

(捕獲等の許可の申請等)

第十三条 条例第九条第二項の規定による申請をしようとする者は、指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- 二 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 三 捕獲等をしよつとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

2 条例第九条第五項の許可証(第十五条及び第十六条において単に「許可証」という。)は、別記第二号様式による。

(従事者証の交付の申請等)

第十四条 条例第九条第六項の規定による申請をしようとする者は、指定希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第九条第六項の従事者証(次条及び第十六条において単に「従事者証」という。)は、別記第四号様式による。

(許可証又は従事者証の再交付の申請等)

第十五条 条例第九条第七項の規定による申請をしようとする者は、指定希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第九条第七項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(許可証又は従事者証の返納)

第十六条 許可証又は従事者証の交付を受けた者は、許可証又は従事者証がその効力を失つたときは、三十日以内に、これを知事に返納しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納するときは、捕獲等をした場所ごとの個体の数量及び当該個体に関する処置の概要を知事に報告しなければならない。

(個体の取扱方法)

第十七条 条例第九条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該個体の飼養又は栽培をする場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。

二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

第三章 生息地等の保護に関する規制
(生息地等保護区の指定の案の公告)

第十八条 条例第十四条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について、県報に登載して行うものとする。

一 生息地等保護区の名称

二 生息地等保護区の指定の区域

三 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種

四 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

五 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

(管理地区の指定の案の公告)

第十九条 前条の規定は、条例第十五条第三項において準用する条例第十四条第四項の規定による公告について準用する。

(管理地区内における行為の許可の申請)

第二十条 条例第十五条第五項の規定による申請をしようとする者は、管理地区内行為許可申請書(別記第六号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなればならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法(管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(管理地区内における既着手行為の届出)

第二十一条 条例第十五条第八項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 行為者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の着手の年月日及び完了の年月日又は予定年月日

2 条例第十五条第八項の規定による届出をしようとする者は、管理地区内既着手行為届(別記第七号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならぬ。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(管理地区内における許可を要しない行為)

第二十二条 条例第十五条第九項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ハ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

ニ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ホ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ヘ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する

水路測量標を設置すること。

ト 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イから八まで、ル若しくはロに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあつては駐車場及びヘリポートを除き、同号八に掲げる施設にあつては公共施設用地に限る。）管理地区が指定された際に同法第四十条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十五条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

チ 漁港漁場整備法第三十四条第一項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

リ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

又 海洋水産資源開発促進法第七条第一項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

ル 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヲ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ワ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

力 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。

ヨ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上屋を含む。）を改築し、又は増築すること。

レ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処

理施設を改築し、又は増築すること。

ソ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。

ツ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

ネ 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

ナ 航空法第二条第四項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ラ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第四百一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ム 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。

ウ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

エ 電柱を設置すること。

ノ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。

オ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。

ク 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。

ヤ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

マ 送水管を農地に埋設すること。

ケ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

コ 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

工 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

- テ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること。(2)又は(7)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(2)又は(7)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
- (1) 空中線系(その支持物を含む。)(その他これに類するもの)
 - (2) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - (3) 旗ざおその他これに類するもの
 - (4) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (5) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三号に規定する建築設備
 - (6) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
 - (7) 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
- ア 条例第十五条第四項の規定による許可を受けた行為(条例第三十条第二項の規定による協議に係る行為を含む。)(又はこの条各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)(を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- 二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
 - 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
 - イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - ロ 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
 - ハ 露天掘りでない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - ニ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
 - ホ 環境の調査のために、岩石の一部又は泥の採取を行うこと。
 - ヘ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと(試掘を行う坑の底の直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。)
 - ト 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあつては、知事に通知したもの)に限る。)
- 四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
 - ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- ハ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することに

- より、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、高さが十メートル以下の木竹を伐採すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)(すること。
 - ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - ヘ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- ト 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- 七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ロ 漁港漁場整備法第二十五条第一項又は第二項の規定により決定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ハ 船舶から冷却水を排出すること。
 - ニ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水道(以下「下水道」という。)(に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - ホ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
 - ヘ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)(から汚水又は廃水を排出すること。
- ト 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する

産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又はその指定のための調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定のための調査（同法第六条第一項第三号の規定による河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定のためのものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又はその指定のための調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 雪崩の防止のための工事のための調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

チ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

リ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用するこ

と。

又 港湾法第四条第一項の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊している油の回収のために動力船を使用すること。

九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの

イ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

二 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第十五条第四項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第十五条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十一条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第十五条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）

ハ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

二 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
(1) 条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるもの

(2) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

水国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為（条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

へ 大学の用地内において、教育又は学术研究として行う行為（条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）。

チ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八條第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二條第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九條第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四條第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）

リ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

又 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

ル 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ヲ 工作物の修繕のための行為

十一 条例第十五条第四項第六号に掲げる行為であつて同条第九項第三号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第二十三條 条例第十五条第十項の規定による届出をしようとする者は、非常災害応急措置届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の非常災害応急措置届には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添えなければならない。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第二十四條 条例第十六条第四項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第十條第四号ラ又は第二十二條第一号ニ、へ若しくはノ若しくは第十号リからラまでに掲げる行為

二 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。

三 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

五 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

六 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第三項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

七 文化財保護法第九十九條第一項の規定により指定され、又は同法第一百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）

八 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（立入制限地区内への立入りの許可の申請）

第二十五條 条例第十六条第五項において準用する条例第十五条第五項の規定による申請をしようとする者は、立入制限地区内立入許可申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の立入制限地区内立入許可申請書には、位置図及び立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添えなければならない。

（監視地区内における行為の届出）

第二十六條 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法（生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）

七 行為の着手及び完了の予定年月日

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法（生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
（監視地区内における届出を要しない行為）

第二十七条 条例第十七条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 第二十二条第一号イからエまで（ト、ヤ及びマを除く。）に掲げる行為

ロ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において①から③までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(1) 床面積の合計が二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積が二百平方メートル（海域にあつては、百平方メートル）以下の工作物（建築物を除く。）

(2) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さが三十メートル以下のもの

(3) 高さが二十メートル以下のダム

八 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはロに掲げる施設（同号イに掲げる施設にあつては駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設にあつては公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際現に同法第四十条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第一項若しくは第二項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十七条第一項の規定による届出をして設置されたもの（条例第三十条第三項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

二 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

ホ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

ヘ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ト 郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）

第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

チ 工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

リ 条例第十七条第一項の規定による届出（条例第三十条第三項の規定による通知を含む。）をした行為（条例第十七条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したものに限る。）又はこの条各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。以下この号において同じ。）の形質を変更することであつて次に掲げるもの

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ロ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ハ 養浜のために土地の形質を変更すること。

二 第一号ロに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ホ 面積が二百平方メートル（海底にあつては、百平方メートル）を超えない土地の形質の変更であつて、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

イ 第二十二条第三号ロからホまでに掲げる行為

ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

二 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ホ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル（海底にあつては、百平方メートル）を超えず、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートル（海面にあつては、百平方メートル）を超えないもの

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 第十条第四号ウ又は第二十二号リからヲまでに掲げる行為

ロ 測量法第四条に規定する基本測量又は同法第五条に規定する公共測量を行うこと。

ハ 条例第十五条第四項第一号から第三号までに掲げる行為であつて森林法第三十条第二項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

ニ 水産資源保護法第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 用排水施設（幅員四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(4) 宅地を造成すること。

(5) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

ヘ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ト 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

チ 大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

リ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

又 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

七 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（補償請求書）

第二十八条 条例第二十一条第二項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

第四章 保護増殖事業

（保護増殖事業の確認）

第二十九条 国の機関及び市町村は、条例第二十三条第二項の規定により確認を受けようとするときは、保護増殖事業の事業計画書を知事に提出しなければならない。

（保護増殖事業の確認の申請）

第三十条 国の機関、県及び市町村以外の者は、条例第二十三条第三項の規定により認定を受けようとするときは、保護増殖事業認定申請書（別記第十一号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 保護増殖事業の事業計画書

二 申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類）

三 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

四 野生動植物の種の保護に関する活動の実績及び保護増殖事業に係る人員、施設等について記載した書類

（保護増殖事業の認定等の公告）

第三十一条 条例第二十三条第四項前段の規定による公告は、保護増殖事業を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに保護増殖事業の事業計画の概要を県報に記載して行うものとする。

2 条例第二十三条第四項後段の規定による公告は、同条第三項の認定を取り消された保護増殖事業を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）を県報に記載して行うものとする。

第五章 指定希少野生動植物種保護員

第三十二条 指定希少野生動植物種保護員は、その職務を行うときは、知事が交付する

指定希少野生動植物種保護員証（別記第十二号様式）を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第六章 雑則

（取締りに従事する職員の資格）

第三十三条 条例第二十九条第一項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 通算して三年以上自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事した者であること。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校（次号において「大学等」という。）において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に必要の課程を修めて卒業した者であつて、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事したものであること。

三 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に必要の課程を修めて卒業した者であつて、通算して一年以上動植物の繁殖に関する行政事務に従事したものであること。

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者であること。

（知事への協議等を要しない場合）

第三十四条 条例第三十条第二項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる場合

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ロ 傷病その他の理由により緊急に保護することが必要な個体の捕獲等をする場合（捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。）

ハ 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合

(1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。

(2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該河川区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

(6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づく山崩壊防止工事を行うこと。

(7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百零一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第三十四条第一項の規定による重要文化財の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。

(8) 第十条第四号ウに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

(9) 国又は地方公共団体が法令に基づき行うこととされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる行為に伴う場合

(1) 第十条第四号イからオまで（ウを除く。）に掲げる行為

(2) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。

(3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

(4) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

(5) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

(6) 下水道を設置し、又は管理すること。
ホ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務

の遂行のために行う行為をする場合

二 条例第十五条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げる場合

イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて次に掲げる場合

- (1) 下水道を改築し、又は増築する場合
- (2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
- (3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

ロ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げる場合

- (1) 漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (2) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (3) 海面の清掃又は浮遊している油の回収のために動力船を使用する場合
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

(5) 国又は地方公共団体が法令に基づき行うこととされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(6) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

二 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合

ホ イからニまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合

- (1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第十五条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。）
- (2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第十五条第四項第七号及び第

十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合（改築又は増築後において、水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(3) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百零一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(4) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務の遂行のために行う行為をする場合

ヘ イからホまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

三 次に掲げる行為をするために、条例第十六条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合

イ 雪崩の防止のための施設又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

ロ 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第六条第一項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病害虫等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

二 第一号ハ(7)に掲げる行為

ホ 第十条第四号ウに掲げる行為

ヘ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

ト ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

チ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第一項に規定する自衛隊の任務の遂行のために行う行為

リ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務の遂行のために行う行為

又 イからリまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第三十条第三項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第二号イ(1)から(3)までに掲げる場合

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

ロ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ハ 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合(改築又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。))を除く。

二 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第一百零一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第一百四十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

ホ 警察法第二条第一項に規定する警察の職務の遂行のために行う行為をする場合
へ 前項第二号ハ(4)を除く。)に掲げる場合
三 前二号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(添付図面等の省略等)

第三十五条 条例第九条第一項、条例第十五条第四項若しくは条例第十六条第四項第三項の許可を受けた行為又は条例第十五条第八項若しくは第十項、条例第十七条第一項、第十条第二号若しくは第四号若しくは第二十二号第三号トの規定による届出をした行為の変更に係る許可の申請又は届出をする場合において、第十三条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十条(第三十七条において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項若しくは第二十六条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面は、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出をする場合においては、変更の趣旨及び理由

を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

(教育又は学術研究等のための捕獲等の届出)

第三十六条 第十三条第一項の規定は、第十条第二号及び第四号の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条第一項中「指定希少野生動物種捕獲等許可申請書(別記第一号様式)」とあるのは、「指定希少野生動物種捕獲等届(別記第十三号様式)」と、第十三条第一項第一号中「捕獲等をする区域」とあるのは第十三条第四号の規定による届出については、「捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。)」と読み替えるものとする。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第三十七条 第二十条の規定は、第二十二号第三号トの規定による届出について準用する。この場合において、第二十条中「管理地区内行為許可申請書(別記第六号様式)」とあるのは、「管理地区内鉱物採掘等届(別記第十四号様式)」と読み替えるものとする。

(証明書の様式)

- 第三十八条 次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式による。
 - 一 条例第十一条第二項の身分を示す証明書 別記第十五号様式
 - 二 条例第十九条第三項の身分を示す証明書 別記第十六号様式
 - 三 条例第二十条第三項の身分を示す証明書 別記第十七号様式
 - 四 条例第二十九条第二項の身分を示す証明書 別記第十八号様式

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第13条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(印) (電話 局 番)

下記のとおり指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可を受けたいので、山口県希少野生動植物種保護条例第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲等をする個体	種(卵を採取しようとする場合には、その旨)	
	名	
捕獲等をする目的	量	
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法(生きている個体の場合に限る。)		
捕獲等しようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで
捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地		
飼養栽培施設の規模及び構造		
飼養又は栽培をする者	住所	
	氏 名	
職業及び飼養又は栽培に関する経歴		

添付書類

1 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

2 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

3 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。

4 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、捕獲等をしようとする種の個体の生息状況又は生育状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境等について具体的かつ詳細に記入すること。

5 「捕獲等の方法」欄には、使用する器具又は材料の名称等を記入すること。

6 「捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地」欄、「飼養栽培施設の規模及び構造」欄及び「飼養又は栽培をする者」欄は、捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第13条関係)

(表)

指令番号	第 号	指定希少野生動植物種捕獲等許可証
住所 (主たる事務所の所在地) 氏名 (名称及び代表者の氏名)		
山口県希少野生動植物種保護条例 (平成17年山口県条例第8号) 第9条第1項の規定により、指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を許可したことを証します。		
年 月 日	山口県知事	
印		

(裏)

捕獲等しようとする個体の種名及び数量	捕獲等の目的
捕獲等の区域	捕獲等の方法
その他の条件	許可の有効期間
年 月 日から	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第3号様式 (第14条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者の主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名
(電話局番)

下記のとおり指定希少野生動植物種捕獲等従事者証の交付を受けたいので、山口県希少野生動植物種保護条例第9条第6項の規定により申請します。
記

指定希少野生動植物種捕獲等許可証の番号	第 号	住 所	氏 名
捕獲等に従事する者			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第14条関係)

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証	第 号
住 所 氏 名	
年 月 日	
山口県知事	印

上記の者は、山口県希少野生動植物種保護条例（平成17年山口県条例第8号）第9条第6項の規定により、指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に従事する者であることを証します。

(裏)

許可証の番号	
法人の名称	
捕獲等しようとする個体の種名及び数量	
捕獲等の目的	
捕獲等の区域	
捕獲等の方法	
その他の条件	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第5号様式 (第15条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり指定希少野生動植物種捕獲等許可証の再交付を受けたいので、山口

県希少野生動植物種保護条例第9条第7項の規定により申請します。

記

許可証等の番号及び交付年月日	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
許可証等を亡失し、又は滅失した事情		

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (第20条関係)

(表)

管理地区内行為許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話

局 番)

下記のとおり管理地区の区域内における行為の許可を受けたいので、山口県希少野生動植物種保護条例第15条第5項の規定により、関係書類を添えて申請します。

管理地区の名称	行 為 の 種 類	行 為 の 場 所	行 為 の 施 行 方 法	行 為 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 年 月 日	備 考
	1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成又は土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 8 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出 9 指定区域、内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 10 物の種の個体その他の物の捕獲等 11 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為 12 知事が指定する物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察			着手年月日 完了年月日	

(裏)

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法(管理地区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

注

- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印すること。
- 3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
- 4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- 6 「行為の施行方法」欄には、次の区分に従い必要な事項を記入すること。
 - (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあつては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあつては、鉱物又は土石の種類、採取又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
 - (4) 水面の埋立て又は干拓にあつては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為にあつては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
 - (6) 木竹の伐採にあつては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採設備及び関連行為の概要
 - (7) 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
 - (8) 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出にあつては、汚水又は廃水の種類及び量、排水設備並びに関連行為の概要
 - (9) 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸にあつては、車馬、動力船又は航空機の種類及び数、使用し、又は着陸させる土地の範囲及び面積、使用又は着陸の方法並びに関連行為の概要
 - (10) 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
 - (11) 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為にあつては、当該行為に係る個体の種類及び数量、当該行為の方法並びに関連行為の概要
 - (12) 知事が指定する物質の散布にあつては、散布をする物質の種類及び数量、散布の方法並びに関連行為の概要
 - (13) 火入れ又はたき火にあつては、その面積、使用する設備及び関連行為の概要
 - (14) 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察にあつては、使用する器具、観察の頻度その他の観察の方法
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちょく状況を記入すること。用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式（第21条関係）

（表）

管理地区内既着手行為届
 年 月 日
 山口県知事 様
 郵便番号
 届出者 住所 氏名
 氏名
 局 番
 電話
 番

下記のとおり管理地区の区域内において、当該管理地区が指定された際行為に着手していただくので、山口県希少野生動植物種保護条例第15条第8項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

管理地区の名称	1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成又は土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 8 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出 9 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 10 物の種が指定する野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種が指定する野生動植物の種の個体を放つ等の行為 11 知事が指定する野生動植物の種の個体を放つ等の行為 12 知事が指定する物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了（予定）年月日	年 月 日

（裏）

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
 - 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
 - 4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
 - 5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
 - 6 「行為の施行方法」欄には、次の区分に従い必要な事項を記入すること。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあつては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあつては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
 - (4) 水面の埋立て又は干拓にあつては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為にあつては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及び範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
 - (6) 木竹の伐採にあつては、伐採種別、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材種、伐採設備及び関連行為の概要
 - (7) 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
 - (8) 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出にあつては、汚水又は廃水の種類及び量、排水設備並びに関連行為の概要
 - (9) 指定区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸にあつては、車馬、動力船又は航空機の種類及び数、使用し、又は着陸させる土地の範囲及び面積、使用又は着陸の方法並びに関連行為の概要
 - (10) 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
 - (11) 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為にあつては、当該行為に係る個体の種類及び数量、当該行為の方法並びに関連行為の概要
 - (12) 知事が指定する物質の散布にあつては、散布をする物質の種類及び数量、散布の方法並びに関連行為の概要
 - (13) 火入れ又はたき火にあつては、その面積、使用する設備及び関連行為の概要
 - (14) 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察にあつては、使用する器具、観察の頻度その他の観察の方法
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

備考

第8号様式 (第23条関係)

(表)

非常災害応急措置届

年月日

山口県知事様

郵便番号

届出者住所氏名

①

(電話 局 番)

下記のとおり管理地区内において非常災害に対する必要な応急措置としての行為をしたので、山口県希少野生動植物種保護条例第15条第10項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

記

管理地区の名称	行為の種類	行為の目的	行為の場所	行為地及びその付近の状況	行為の施行方法	行為の着手年月日	行為の完了(予定)年月日
1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等 8 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出 9 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の動物の捕獲等 10 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種が指定する物質の散布 11 知事が指定した野生動植物の種の個体を放つ等の行為 12 火入れ又はたき火 13 知事が指定する物質の散布 14 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察							

(裏)

添付図面

行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。

5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。

6 「行為の施行方法」欄には、次の区分に従い必要な事項を記入すること。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあつては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
- (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあつては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
- (4) 水面の埋立て又は干拓にあつては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為にあつては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
- (6) 木竹の伐採にあつては、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採設備及び関連行為の概要
- (7) 知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
- (8) 指定湖沼、湿原等への汚水又は廃水の排出にあつては、汚水又は廃水の種類及び量、排水設備並びに関連行為の概要
- (9) 指定区域内における車馬若しくは動力船舶の使用又は航空機の着陸にあつては、車馬、動力船舶又は航空機の種類及び数、使用し、又は着陸させる土地の範囲及び面積、使用又は着陸の方法並びに関連行為の概要
- (10) 知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等にあつては、捕獲等をする物の種類及び数量、捕獲等の方法並びに関連行為の概要
- (11) 知事が指定する動植物の種の個体を放つ等の行為にあつては、当該行為に係る個体の種類及び数量、当該行為の方法並びに関連行為の概要
- (12) 知事が指定する物質の散布にあつては、散布をする物質の種類及び数量、散布の方法並びに関連行為の概要
- (13) 火入れ又はたき火にあつては、その面積、使用する設備及び関連行為の概要
- (14) 知事が定める方法による指定希少野生動植物種の個体の観察にあつては、使用する器具、観察の頻度その他の観察の方法

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第9号様式 (第25条関係)

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 氏名 (印)
(電話 局 番)

下記のとおり立入制限地区の区域内への立入りの許可を受けたいので、山口県希少野生動物種保護条例第16条第5項において準用する同条例第15条第5項の規定により、関係図面を添えて申請します。

記

立 入 制 限 地 区	名 称	
	位 置	
立入りの目的となる行為		
立入りの場所及びその付近の状況		
立 入 者 の 数		人
立 入 り の 方 法 (立入制限地区の指定に係る指定希少野生動物種の個体の当該立入りによる影響を軽減するための方法を含む。)		
立入りの予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
備 考		

添付図面

- 1 位置図
 - 2 立ち入る経路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 3 「立入りの場所及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- 4 「立入りの方法」欄には、行為の内容、立入りの頻度等を記入すること。
- 5 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗よく状況を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式 (第26条関係)

(表)

監視地区内行為届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 届出者 住所 氏名 (印)
(電話 局 番)

下記のとおり監視地区の区域内において行為をしたいので、山口県希少野生動物種保護条例第17条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

生息地等保護区 of 名称	
行 為 の 種 類	1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせる行為
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行 為 地 及 び 其 の 付 近 の 状 況	
行 為 の 施 行 方 法 (生息地等保護区 of 指定に係る指定希少野生動物種の個体の当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)	
行為の着手及び完了の予定年月日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
備 考	

(裏)

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法（生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び

代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

4 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。

5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。

6 「行為の施行方法」欄には、次の区分に従い必要な事項を記入すること。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築にあっては、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料及び関連行為の概要
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更にあっては、施行面積、工事の方法及び関連行為の概要
- (3) 鉱物の採掘又は土石の採取にあっては、鉱物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積及び関連行為の概要
- (4) 水面の埋立て又は干拓にあっては、埋立て又は干拓の面積、工事の方法及び関連行為の概要
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量が増減を及ぼさせる行為にあっては、水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び量、使用する設備並びに関連行為の概要
- 7 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第11号様式（第30条関係）

保 護 増 殖 事 業 認 定 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵便番号

申請者 住 所

職 業

氏 名

(印) (電話 局 番)

下記のとおり保護増殖事業の認定を受けたいので、山口県希少野生動植物種保護条例施行規則第30条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

対象とする指定希少野生動植物種の種名	
事業の目的	
事業の区域	
事業の概要	
事業開始予定年月日	年 月 日
備考	

添付書類

- 1 保護増殖事業の事業計画書
- 2 申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類）
- 3 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 4 野生動植物の種の保護に関する活動の実績及び保護増殖事業に係る人員、施設等について記載した書類

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び

代表者の氏名を記入すること。

2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「事業の区域」欄には、事業を行う区域の所在地を記入し、かつ、当該区域が生息地等保護区、文化財等に指定されている場合には、その旨を記入すること。

4 「備考」欄には、事業の実施に関係がある他の法令等の定めその他参考となる事項を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第12号様式 (第32条関係)

(表)

第 号	交付年月日	年	月	日
	有効期限	年	月	日
指定希少野生動植物種保護員証				
住所				
氏 名				
山口県知事				
印				

(裏)

山口県希少野生動植物種保護条例抜粋

(指定希少野生動植物種保護員)

第27条 知事は、希少野生動植物種の保護に熱意と識見を有する者のうちから、指定希少野生動植物種保護員を委嘱することができる。

2 指定希少野生動植物種保護員は、次に掲げる活動を行う。

(1) 指定希少野生動植物種が置かれている状況及びその保護の重要性について啓発をすること。

(2) 指定希少野生動植物種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

(3) 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域における当該指定希少野生動植物種の保護のための巡視をすること。

(4) 指定希少野生動植物種の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ指定希少野生動植物種の保護のため必要な助言をすること。

(第3項省略)

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則抜粋

第32条 指定希少野生動植物種保護員は、その職務を行うときは、知事が交付する指定希少野生動植物種保護員証(別記第12号様式)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第13号様式 (その1) (第36条関係)

(教育又は学術研究の場合)

指定希少野生動植物種捕獲等届

年 月 日

山口県知事 様

届出者

郵便番号
主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名
(電話番号)

局 番) 印

下記のとおり指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしたので、山口県希少野生動植物種保護条例施行規則第10条第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

捕獲等をする目的	種名	
	(卵を採取しようとする場合には、その旨)	とすは、その旨)
捕獲等をする区域及び当該区域の状況		
捕獲等をする目的		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法(生きている個体の場合に限る。)		
捕獲等をしよとする期間	年 月 日から	年 月 日まで
捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしよとする場所の所在地		
飼養栽培施設の規模及び構造	住 所	
	氏 名	
飼養又は栽培をする者	職業及び飼養又は栽培に関する経歴	

添付書類

- 1 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 3 捕獲等をするようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

注

- 1 代表者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 2 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
 - 3 「捕獲等をする区域及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をするようとする区域の所在地、捕獲等をするようとする種の個体の生息状況又は生育状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境等について具体的かつ詳細に記入すること。
 - 4 「捕獲等の方法」欄には、使用する器具又は材料の名称等を記入すること。
 - 5 「捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地」欄、「飼養栽培施設の規模及び構造」欄及び「飼養又は栽培をする者」欄は、捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合に記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式（その2）（第36条関係）

（個体の保護のための移動又は移植の場合）

指定希少野生動植物種捕獲等届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

（電話 局 番）

下記のとおり山口県希少野生動植物種保護条例施行規則第10条第4号に掲げる行為に伴つて指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしたいので、同号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

捕獲等をする目的	種名 （卵を採取しようとする場合にあつては、その旨）	数量
捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）及び当該区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）		
捕獲等をするようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで
捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地		
飼養栽培施設の規模及び構造		
飼養又は栽培をする者	住所	
	氏 名	
	職業及び飼養又は栽培に関する経歴	

第14号様式 (第37条関係)

管理地区内鉱物採掘等届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号
主たる事務所所在地
名 称
代表者の氏名 (電話番号) 局 番)

下記のとおり鉱物の採掘をしたいので、山口県希少野生動植物種保護条例施行規則
土石の採取

第22条第3号トの規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

管理地区の名称	行為の目的	行為の場所	行為地及びその付近の状況	行為の着手及び完了の予定年月日	備考
			行為の施行方法係(管理地区の指定希少野生動植物種)の個体の生息地又は生育地による影響を軽減するための方法を(含む。)	着手年月日 完了年月日	

添付書類

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- 3 行為の施行方法(管理地区の指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地)の当該行為による影響を軽減するための方法を(含む。)
- 4 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 5 代表者の氏名を自署したときは、その必要性を具体的に記入すること。項を記入すること。
- 6 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を記入すること。
- 7 採掘又は採取の量を、採掘又は採取の設備、土地の形状を、他の法令等により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗よく状況を記入すること。
- 8 又は届出の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付書類

- 1 捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。)の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 3 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 4 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 5 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 6 「捕獲等をする目的」欄には、捕獲等をする目的のほか、その必要性を具体的に記入すること。
- 7 「捕獲等をする区域(移動又は移植をする区域を含む。)
- 8 及び当該区域の状況」欄には、捕獲等をしようとする区域の所在地、捕獲等をしようとする種の個体の生息状況又は生育状況並びに当該個体の生息地又は生育地及びその周辺の環境等について具体的かつ詳細に記入すること。
- 9 「捕獲等の方法」欄には、使用する器具又は材料の名称等を記入すること。
- 10 「捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場所の所在地」欄、「飼養栽培施設の規模及び構造」欄及び「飼養又は栽培をする者」欄は、捕獲等をした個体の飼養又は栽培をしようとする場合に記入すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

備考

第15号様式 (第38条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、山口県希少野生動植物種保護条例（平成17年山口県条例第8号）第11条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	山口県知事
	印

(裏)

山口県希少野生動植物種保護条例抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第9条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(第3項省略)

第16号様式 (第38条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属 職氏名	
上記の者は、山口県希少野生動植物種保護条例（平成17年山口県条例第8号）第19条第2項の規定により立入検査等をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	山口県知事
	印

(裏)

山口県希少野生動植物種保護条例抜粋

(報告徴収及び立入検査等)

第19条 (第1項省略)

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(第4項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

第 号	身 分 証 明 書
所 属 職 氏 名	年 月 日 発 行
山口県知事	山口県知事
印	印

上記の者は、山口県希少野生動植物種保護条例（平成17年山口県条例第8号）第20条第1項の規定により立入りをする職員であることを証明します。

山口県希少野生動植物種保護条例抜粋

（生息地等保護区）

第14条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項に規定する生息地等保護区の区域を除く。）であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

（第2項から第11項まで省略）
（管理地区）

第15条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物種の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

（第2項から第10項まで省略）

（立入制限地区）

第16条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

（第2項から第5項まで省略）
（実地調査）

第20条 知事は、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

（第2項省略）
3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（第4項省略）

備考 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

第18号様式 (第38条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属 職 氏 名	
山口県知事	印
年 月 日 発 行	
<p>上記の者は、山口県希少野生動植物種保護条例 (平成17年山口県条例第8号) 第29条第1項の規定により知事の権限の一部を行う職員であることを証明します。</p>	
山口県希少野生動植物種保護条例抜粋	
<p>(助言又は指導)</p> <p>第7条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに關し必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>(捕獲等許可者に対する措置命令等)</p> <p>第10条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その者に対し、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第9条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p>	

(裏)

<p>(助言又は指導)</p> <p>第13条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に關し必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第18条 知事は、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第15条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。</p> <p>2 知事は、第15条第4項若しくは第16条第4項の規定に違反した者、第15条第7項 (第16条第5項において準用する場合を含む。) の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないと同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
<p>(報告徴収及び立入検査等)</p> <p>第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第15条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(取締りに従事する職員)</p> <p>第29条 知事は、その職員のうち規則で定める要件を備えるものに、第7条、第10条第1項、第11条第1項、第13条、第18条又は第19条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとし、中央の点線の所から二つ折りとする。

平成十七年十一月一日
発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）